今後の審議の方針

2019. 10. 3 主査・岸本

I 議論の視点と審議事項

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日技術士分科会決定)に 基づき、次の三つの基本的な視点に立脚して、以下①~⑥の内容を主に検討して いく。

検討の際は、(i) 三視点が改革の目的、目標でもあり、6事項は、その具体的達成方策、手段として位置付けられることから、各事項の検討の際は必ず三視点に則して検討するとともに、(ii) 各事項の関連性に十分に注意を払い、全体として効果を発揮するように審議を進めていく。

【基本的な検討の視点】(技術士制度に求められること)

- 1. 技術士制度の活用の促進
- 2. 技術士資格の取得を通じた資質能力の向上
- 3. 技術士の国際的通用性の確保

【審議する6事項】(主な論点)

- (1) 技術士資格の国際的通用性の確保≪C≫
- (2) 活用促進·普及拡大《A》·《B》
- (3) 継続研さん・更新制の導入≪ B≫
- (4) 技術士補制度の見直し・IPD制度の充実・確保《B≫
- (5) 技術士試験の適正化≪B≫
- (6) 総合技術監理部門の位置付けの明確化≪ C ≫

※重点分類付記:《A》実際に対応を行っていくもの、**《B》**具体的な方策を検討するもの **《C》**更に検討が必要なもの

Ⅲ 個別事項の審議手順

- 1) 上記6項目について、特別委員会、作業部会で詳細に検討を行う。
- 2) 上記A事項については、文部科学省及び日本技術士会から対応状況を適宜特別委員会に報告してもらい、B、Cの事項に係る作業部会での検討結果については、特別委員会でも審議する。その上で、来年(令和2年)秋を目途に技術士分科会名の提言案を策定する。
- 3) 先ずは、法令の改正の要否について検討が必要と考えられる事項(上記B) を優先的に審議する。特に技術士法の改正の要否に関連する事項(上記(3)及び(4))を早急に検討する。その際、
 - (i) 法改正する必要性の根拠となる事実(立法事実)の有無
 - (ii) 過去2回の改正を勘案しつつ、技術士法改正を立法府に求めるに足る必要性、重要性の有無
 - (iii) 法改正に要する時間(仮に法改正を行う必要が認められた場合、法案の検討開始時期は、最速でも技術士分科会の改革に係る提言決定(令和3年初頭)以降となる。)

をかんがみ、緊急性や全ての改正に関連する論点の検討期間について、事務局とも連携して検討する。

仮に、政令、省令以下の改正事項があると認められた場合は、技術士分科会の 改革に係る提言決定(令和3年初頭)以降、速やかに改正(令和3年度中目途) できるように事務局とも連携して審議を行う。